



危険物製造所等設置・変更許可 申請の手続きについて



- 危険物施設を設置するとき
- 危険物施設の位置・構造・設備を変更するとき
- 危険物の品名・数量を変更するとき …等

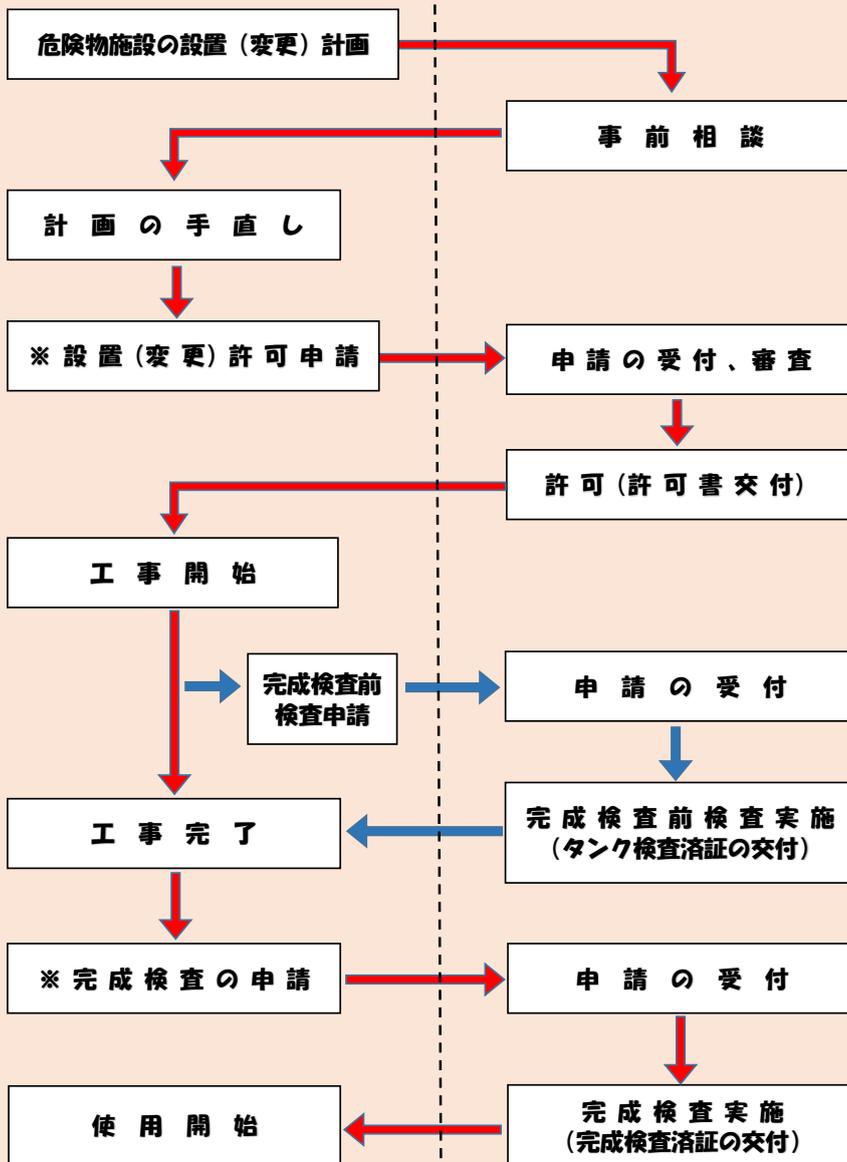


**設置・変更工事を行うには、
事前に秦野市長の許可が必
要です。**

計画から使用開始までのフロー

設置（変更）しようとする者

許可行政庁（秦野市長）



※印の手続きは申請手数料が必要です。